

議案第4号

富津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年8月28日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するよう、防火対象物の消防用設備等の状況が法令等に違反する場合に、その旨を公表することができることとするため、条例の一部を改正するものである。

## 富津市火災予防条例の一部を改正する条例

富津市火災予防条例（昭和46年富津市条例第68号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第48条」を「第49条」に、「第49条」を「第50条」に、「第50条」を「第51条」に改める。

第50条を第51条とし、第49条を第50条とする。

第48条中「手続き」を「手続」に改め、第6章中同条を第49条とし、第47条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等（法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が、法、令又はこれらに基づく命令に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。